

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…六
- 平成二十八年における中型まき網漁業の許可等の申請期間……………（産業労働局農林水産部水産課）…七

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…七
 - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…八
 - 仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効……………（同）…九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二一件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…〇
- 当せん金付証券の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…二

雑報

……………

告示

●東京都告示第九百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定に基づき、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 外 添 要 一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
一般財団法人ベターリビング	構造計算適合性判定の業務を行う事務所	千代田区富土見二丁目七番二号	千代田区富土見二丁目七番二号	平成二十八年四月二十日
	事務所		愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	
	地			

●東京都告示第九百七十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

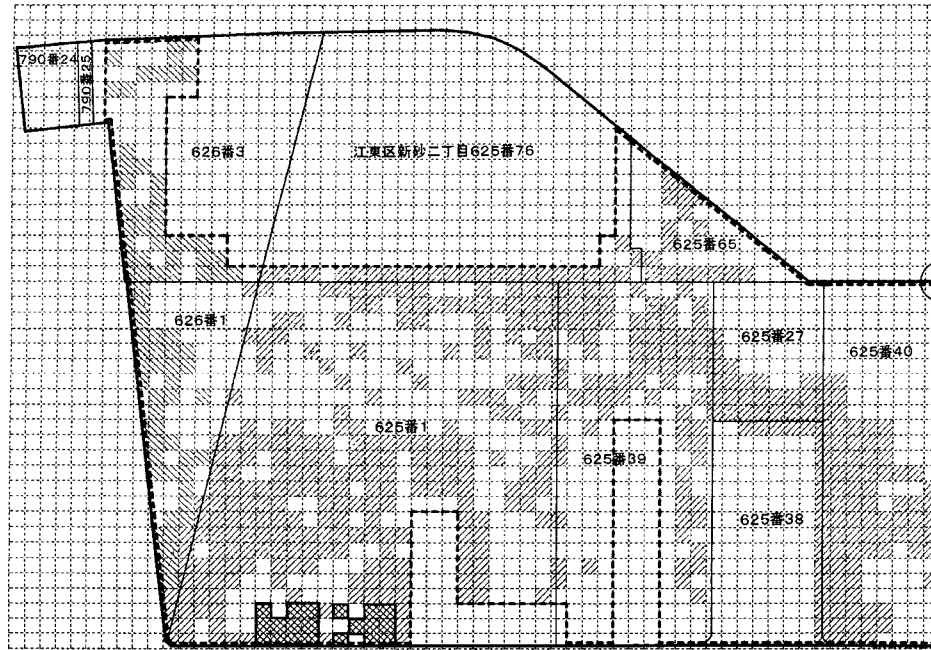
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂二丁目地内）

丁目地内）

- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度(1度27分17秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▧ 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号により指定した区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第1830号により指定した区域のうち、規則第58条第4項第11号に該当する区域)

●東京都告示第九百七十六号

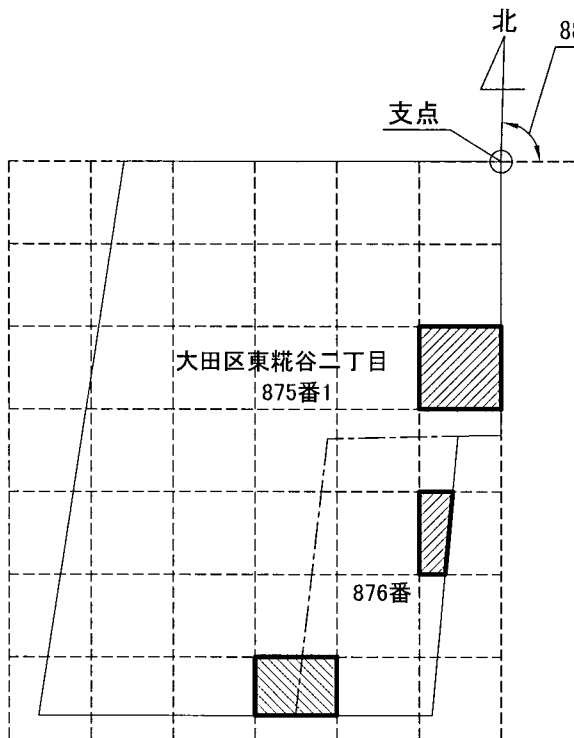
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区東糀谷二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 対象地
 - ▨ 形質変更時要届出区域

支 点
支点は、大田区東糞谷二丁目875番1の最北端とする。

格子の回転角度 (88度22分28秒)
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百七十七号

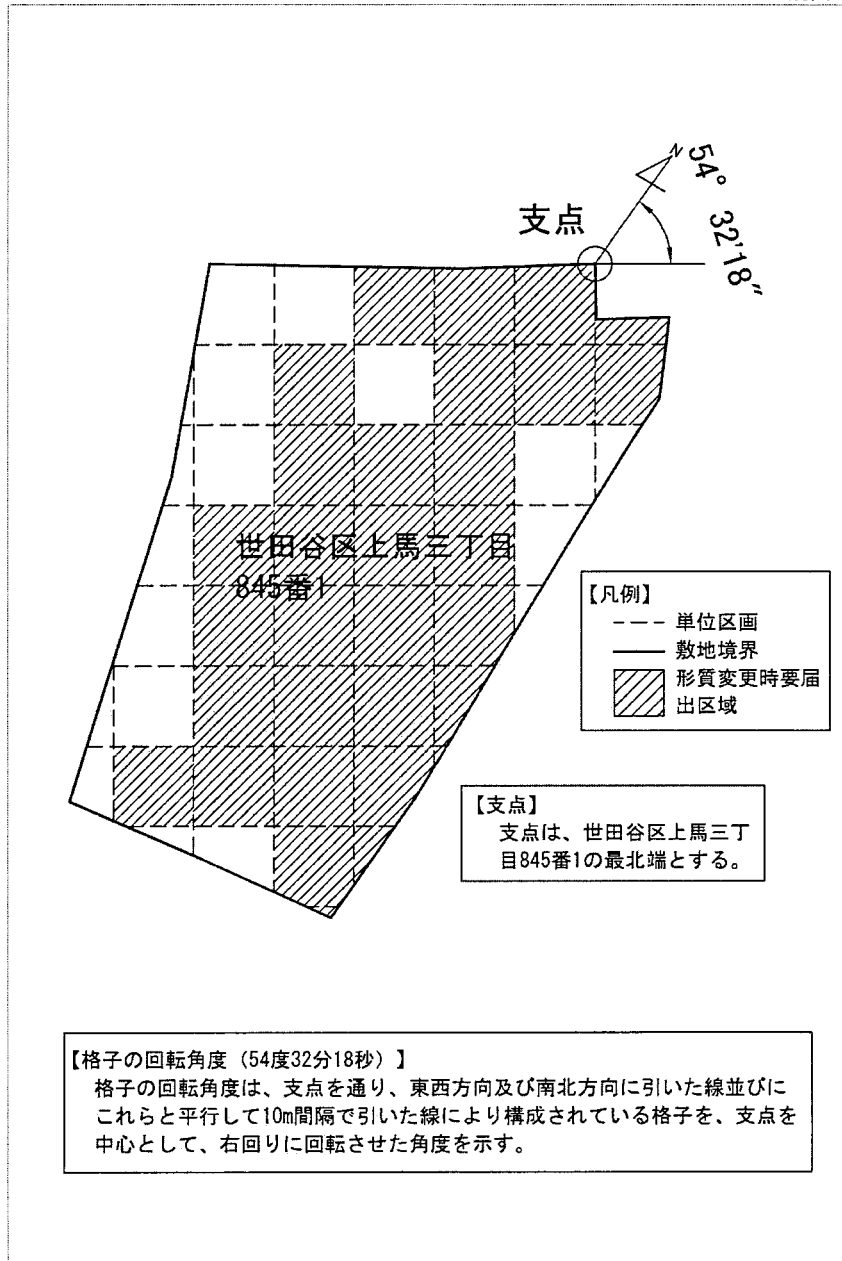
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (世田谷区上馬三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



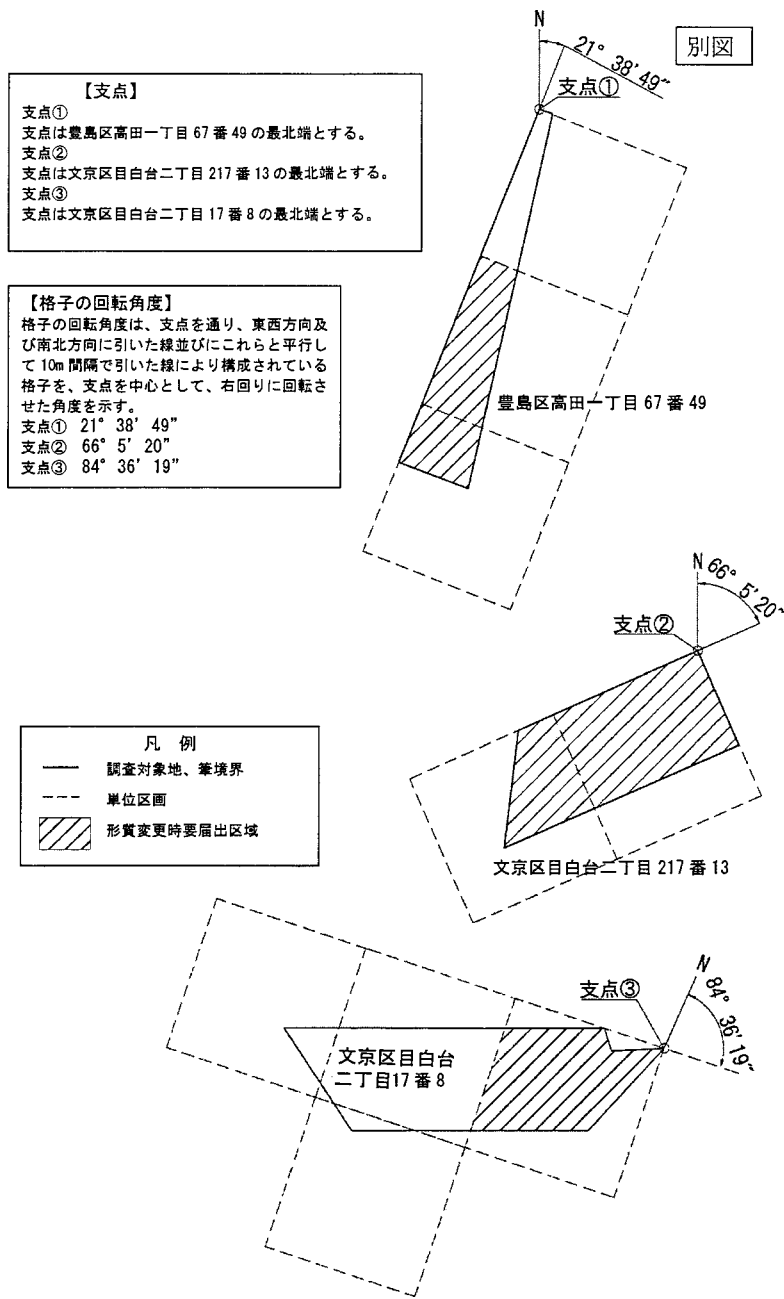
●東京都告示第九百七十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（豊島区高田一丁目及び文京区目白台二丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第九百七十九号

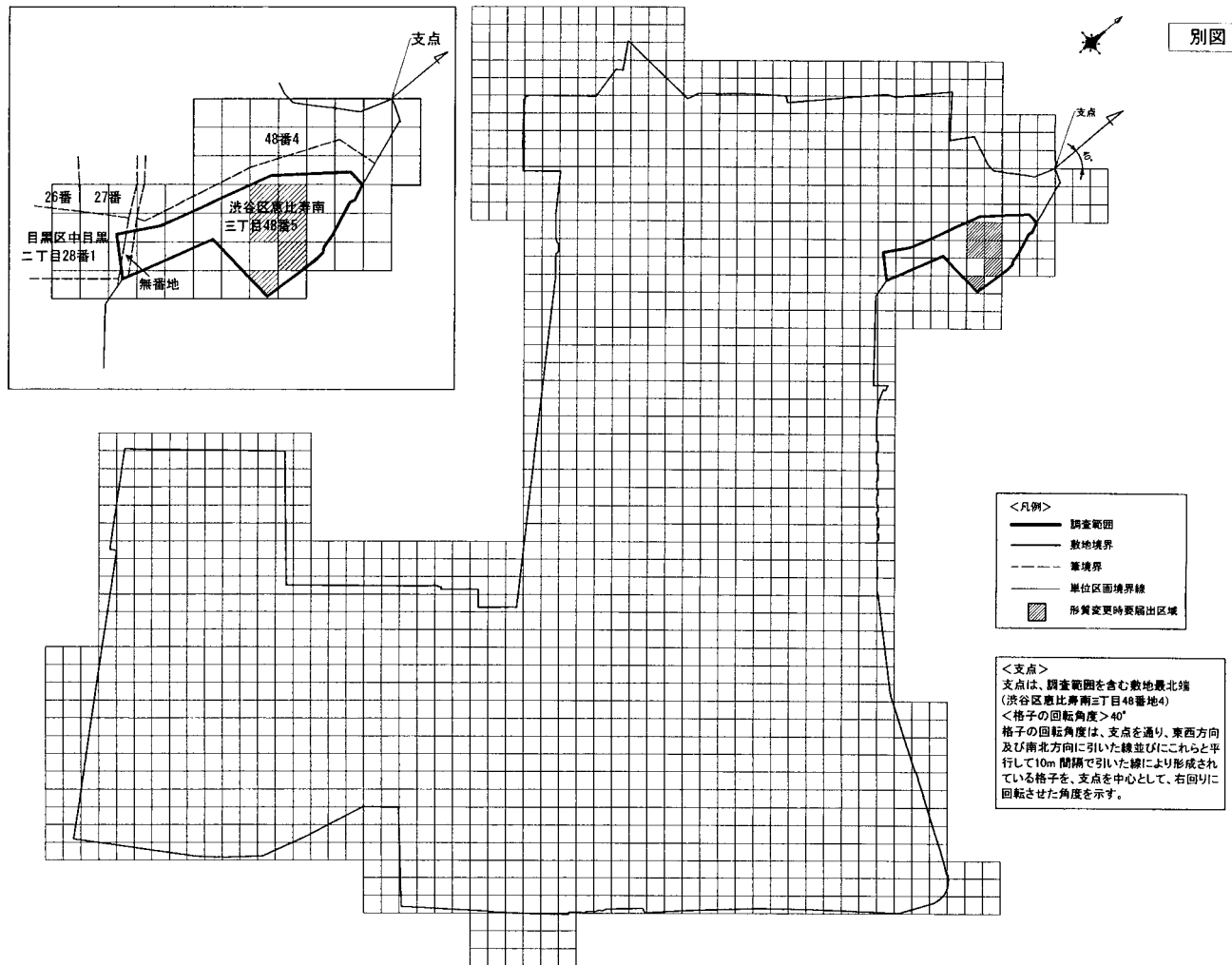
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（渋谷区恵比寿南三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第九百八十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第五百九十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

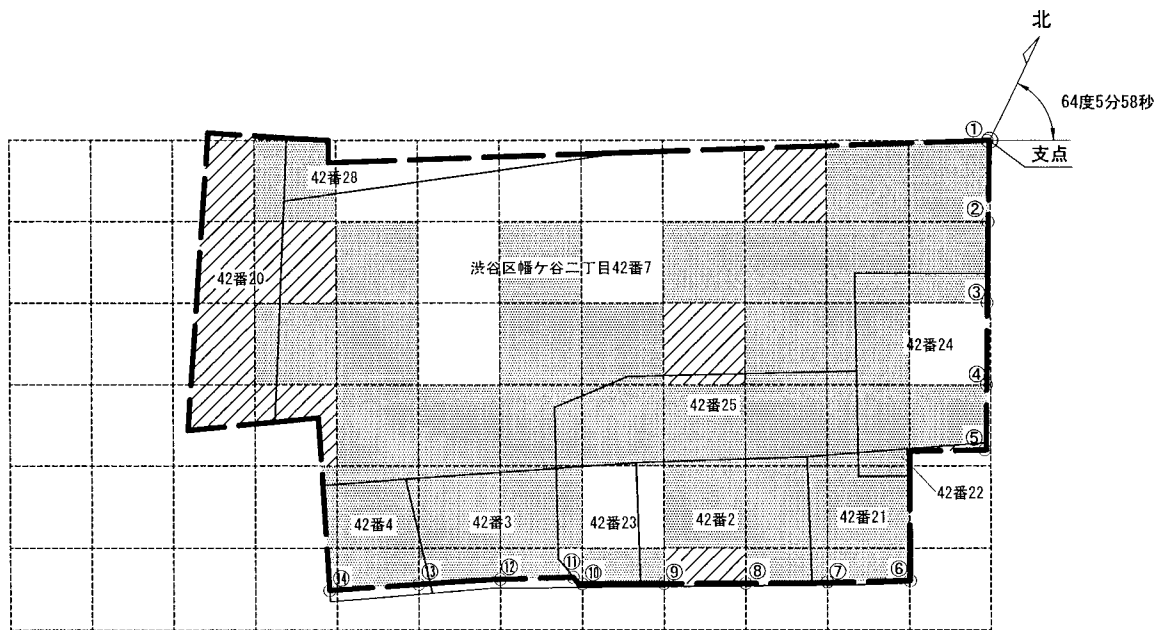
一 指定を解除する区域 別図のとおり(渋谷区幡ヶ谷二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡例
- 調査対象地
 - 指定を解除する区域
 - 形質変更時要届出区域
 - 単位区画線
 - 筆境界線

〈支点〉
支点は、渋谷区幡ヶ谷二丁目42番7の最北端とする。
※ 座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算による。

〈格子の回転角度:64度5分58秒〉
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

座標値		
	X	Y
①	471.1283	510.0361
②	462.0426	514.2127
③	452.9658	518.4122
④	443.9095	522.6543
⑤	436.6566	526.0605
⑥	418.2052	524.5935
⑦	413.5896	515.6246
⑧	409.1698	506.6539
⑨	404.8091	497.6548
⑩	400.4653	488.6527
⑪	400.6976	487.3263
⑫	396.6165	479.4017
⑬	391.7164	470.6624
⑭	386.2975	461.1453

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日
平成二十八年四月五日

二 特定非営利活動法人の名称

公 告

●東京都告示第九百八十一号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成二十八年における中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたので、同規則第八条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 外 添 要 一

許可又は起業の認可を申請すべき期間
平成二十八年五月十六日から同月二十三日まで

<p>特定非営利活動法人小金井市精神障害者地域生活支援協議会</p> <p>三 代表者の氏名 加藤 了教</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都小金井市本町一丁目十八番五号 村松ビル小金井三階</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、支援が必要な精神障害者に対して、個性豊かに地域での自立生活や社会参加ができる社会を実現するため、精神障害者の自立生活支援に関する事業を行い、もってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人高麗博物館</p> <p>三 代表者の氏名 原田 京子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区大久保一丁目十二番一号 第二韓国広場ビル</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民を対象にして、博物館活動を通して、有史以来の日韓・日朝関係史及び在日韓国・朝鮮人の歴史について、情報の収集・公開、調査・研究、イベント開催などの活動を行い、もって心豊かに支えあう国際社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>際社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人春望</p> <p>三 代表者の氏名 山口 明</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都小平市仲町三百六十四番地の一</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民、障害者及びその家族に対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を行う他、相談及びその支援に関する事業等を行い、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ENUGU STATE ASSOCIATION JAPAN</p> <p>三 代表者の氏名 EZEH CLEMS BROWN (エゼ クレムス ブラウン)</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都中央区八重洲二丁目十一番六号</p>
<p>五 定款に記載された目的 この法人は、本邦に在留するナイジェリア連邦共和国(以下、「ナイジェリア」という。)国民、特にエヌグ州出身者に対して、日本における生活、教育、医療及び就職に関する相談、指導、支援活動並びに日本社会との文化交流活動を行うことを通じて、ナイジェリア・日本両国の相互理解、文化、及び人的交流の推進を行い、もって国際協力に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の設立の認証申請について 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。 平成二十八年五月十六日 東京都知事 舩 添 要 一</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年四月六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人若潮スポーツ福祉を応援する会</p> <p>三 代表者の氏名 山崎 伸</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区栗原三丁目二十一番十一号 シンメイビル二階</p> <p>五 定款に記載された目的</p>

この法人は、青少年のために、少年野球を中心にしたスポーツ振興活動などを行い青少年の健全な育成の増進に寄与すること及び障害者、高齢者などの社会的弱者を応援する活動を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人楽しく活きるための終活サロンギヤラリー四谷

三 代表者の氏名

青木 純雄

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区三栄町十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、明るく楽しい人生をより良く過ごすための支援や、相続手続・遺言・エンディングノート等の相談、セミナー、啓蒙活動に関する事業を行い、より良いライフエンディングを送れるよう包括的な支援の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

仮認定特定非営利活動法人の仮認定の失効に

ついて

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行

に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称

特定非営利活動法人健康科学研究開発センター

二 代表者の氏名

藤原 孝之

三 主たる事務所の所在地

東京都品川区南大井二丁目七番九号

四 従たる事務所の所在地

(一) 福島県郡山市田村町金屋字冬室四十番地

(二) セルビストリートシエントンパークウエスタノーストラリア六〇〇八オーストラリア

五 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する仮認定の有効期間が経過したため

六 失効年月日

平成二十八年四月一日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年五月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名

文京グリーンコート

二 店舗所在地

文京区本駒込二丁目二十八番十号

三 設置者名

科研製薬株式会社ほか一名

四 設置者住所

文京区本駒込二丁目二十八番八号ほか

五 変更を行った設置者名

日本生命保険相互会社

六 変更前の設置者の代表者名

古市 健

七 変更後の設置者の代表者名

小林 一生

八 変更日

平成二十八年三月二十五日

九 届出日

平成二十八年四月十五日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

平成二十八年五月十六日から同年九月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年五月十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 サンスクエア
- 二 店舗所在地 北区王子一丁目四番一号
- 三 設置者名 日本製紙総合開発株式会社
- 四 設置者住所 北区王子一丁目四番一号
- 五 変更前の廃棄物等の保管施設の位置 メートル
- 六 変更後の廃棄物等の保管施設の位置 店舗東側ほか 三十・四七立方メートル
- 七 変更前の開店時刻 午前七時ほか
- 八 変更後の開店時刻 午前七時ほか

九 変更日 平成二十八年四月二十三日ほか

十 届出日 平成二十八年四月六日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十二 縦覧期間 平成二十八年五月十六日から同年九月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年五月十六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 西武池袋本店・池袋バルコ・池袋ショッピングパーク
- 二 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十八番一号ほか
- 三 設置者名 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントほか五名
- 四 意見
- ア 聴取者 豊島区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 收受日 平成二十八年三月三十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十八年五月十六日から同年六月十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十八年五月十六日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舩添 要一

第六百九十九回全国自治宝くじ

一 名称
 二 発売総額及び枚数

八十億円 四千万枚

（二十億円を一単位（一ユニット）として四単
 位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百二十五パーセントを上限として
 ユニット単位で増額する場合がある。）

一枚二百円

三 証券金額

平成二十八年八月十七日から同年九月六日まで

四 発売期間

発売額二十億円に対して九億二千二百五十万円

五 当せん金の額

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

六 委託対象事務の範囲

七 売りさばき及び当せん金支払手数料

発売額二十億円に対して一億八千五百六十五
 千百七十二円

八 その他発売経費

発売額二十億円に対して九千九百十四万三千円

九 受託申請期限

平成二十八年五月三十日

十 その他

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。